



## 立木売買契約変更契約書

平成22年6月25日付けで美作市（以下「甲」という。）と [A]（以下「乙」という。）との間で締結した立木売買契約書（以下「原契約書」という。）の一部を次のように変更する契約を締結する。

## (物件目録の変更)

第1条 原契約書第1条の「後記物件目録」を末尾のように改め、同条に第2項を追加する。

2 樹種、材積、本数、樹令等について、物件目録の記載と現況が異なる場合には、現況が優先するものとし、第2条の売買代金は現況の立木に対する売買代金とする。

## (売買代金の変更)

第2条 原契約書第2条の売買代金合計金「25,000,000円」を「10,000,000円」に改め、同条各号を次のとおり改める。

(1) 立木代金 9,523,810円

(2) 消費税 476,190円

## (立木伐採等)

第3条 乙は、変更契約締結後甲の指示に従い3年以内に変更契約書後記物件目録記載の立木（以下「立木」という。）を伐採しなければならない。

## (遅延利息)

第4条 乙は、前条の期間内に伐採が完了しない場合には、美作市契約規則に規定する遅延料を遅延日数に応じて美作市に支払うものとする。

## (契約の効力の発生日)

第5条 この契約の効力は、平成23年5月16日より発生する。

## (契約の費用)

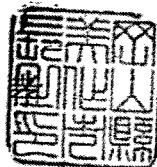
第6条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成23年5月16日

(甲) 岡山県美作市

美作市長 安 東 美



(乙)

A

物件目録

1. 所 在 美作市真殿

地 番 2502, 2503-1, 2503-2, 2504,  
2451-3, 2451-1, 2453, 2455,  
2451-2, 2454,

地 目 保安林

地 積 577, 955m<sup>2</sup>の内 約300, 000m<sup>2</sup>

2. 1. 記載の土地上に存する次の立木

- ① 樹 種 桧及び杉
- ② 樹 齢 50年生以上57年生以下
- ③ 本数 約24, 000本
- ④ 材積 約10, 124m<sup>3</sup>



## 覚書

売主岡山県美作市（以下「甲」という。）と買主側 **A**（以下「乙」という。）及び立木を伐採する業者 **C**（以下「丙」という。）は、甲及び乙が平成22年6月25日原契約締結、平成23年5月16日変更契約を締結した立木売買契約について、次のとおり覚書を締結する。

### （立木の伐採）

第1条 甲及び乙が売買契約を締結した、変更契約書後記物件目録記載の立木（以下「立木」という。）については、丙が乙から購入をした。

2 立木については、丙が伐採を行い搬出するものとする。丙以外に伐採を行わせる場合には、丙は、書面により甲の承認を得なければならない。

### （伐採箇所の特定）

第2条 立木の伐採箇所については、甲が指定する日に変更契約書後記物件目録記載の山林において甲、乙及び丙の3者において現地確認を行った上で決定するものとする。

2 甲は、この確認の場において、林令による皆伐及び間伐の区域の確認、間伐の方法について指定するものとする。

3 甲は、指定施行要件により前項によるものの外、伐採の区域及び伐採の時期について指定するものとする。

### （搬出路の確保）

第3条 丙が立木を伐採し搬出する時に、地元自治会が管理する既設道路を使用する場合には、丙は、管理者と十分に協議を行うと共に、地元自治会の理解を得た上でなければ使用してはならない。

### （搬出路の再整備）

第4条 丙は、伐採及び搬出が完了した場合には、使用した既設の道路について原状に復すと共に、丙は、棄損箇所がある場合には再整備を行い地元自治会の承認を得なければならない。

### （土場の整備）

第5条 丙は、伐採した立木の搬出を行うために、甲の承認を得て土場を整備することができる。この場合、丙は、立木の搬出後甲の指示により再整備をして返還しなければならない。

### （枝葉の処分）

第6条 丙は、全木集材を行う場合土場に集材した枝葉について、チップ化して全量を搬出しなければならない。ただし、山腹に放置する場合には、植栽を行うことができるよう段積み等整理するものとする。

(林内作業道)

第7条 丙は、作業道の開設について甲の指示に従い、袴カ仙への登山道に使用できるような線形に開設するものとする。

(伐採期間)

第8条 丙は、立木の伐採については、平成23年5月16日から平成26年5月15日までの3年間に完了するものとする。

(費用負担)

第9条 本覚書作成に関する費用は乙が負担するものとする。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の条項に疑義が生じた場合については、甲乙丙誠意をもって協議するものとする。

この覚書を証するため3通を作成し、甲、乙、丙3者記名押印のうえ各自1通を所有するものとする。

平成23年5月16日

(甲) 岡山県美作市栄町38番地2  
岡山県美作市

美作市長 安東美孝



(乙)

A

(丙)

C